会員および会費に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は定款第 6 条および第 7 条に基づき、一般社団法人京都府言語聴覚士会（以下当法人）の会員の入会および会費の納入に関して必要な事項を定める。

(会員の種類)

第 2 条 当法人の会員は定款第 5 条に定めるとおり、正会員、準会員、賛助会員の 3 種類とする

(入会および年会費)

第 3 条 会員は当法人に入会するときは年会費を納めなければならない。

1　年会費は下記の各号のとおりとする

(1)　正会員 4,000 円

(2)　準会員 4,000 円

(3)　賛助会員 1 口 3,000 円（個人 1 口以上、団体 5 口以上）

2　納入された会費は、予算計上し本会事業費に充当する。

（徴収方法）

第 4 条 年会費は当該年度の 7 月 31 日までに納入する。

1　年会費の納入は、銀行振り込みとする。

付則

1　本規則の改廃は、理事会の議決を経て総会で承認を受ける。

2　この規則は平成 28 年 6 月 26 日から施行し、平成 29 年度より適用する